

2021年6月10日
2023年2月10日(改訂)

製造販売届出番号: 13B3X00065B00018

J M D N : 35812000

一般医療器

類 別 機械器具(64)歯科用探針
一般的名称 歯科用探針
販 売 名 歯科用探針

文書番号A-22

【形状・構造など】

材質: SUS410 ステンレス鋼
形状: 右図を参照
片側又は両側に針がある



代表図

【使用目的又は効果】

歯科の診察で触診等に使用する。

【使用方法等】

ハンドル部を持ち目的に応じて使用する。

【使用上の注意】

1. 本製品は、使用するために必要な知識、技術に習得した医師が使用するよう設計されていますので、十分に注意して使用の事。
2. 本製品は未滅菌の為、使用前に必ず洗浄、滅菌すること。
3. 本製品の使用前に、変形、傷がないか、先端部に異常がないか等確認のうえ使用の事。
4. 本製品の能力以上の触診をしない事。
5. 先端部は鋭く針状になっておりますので、十分に注意して使用すること。
6. 塩素系、ヨウ素系の消毒剤が付着した時は水洗いすること。
7. 先端部は鋭くなっており、注意して使用して下さい。
8. 磨き粉、金属たわし類の使用禁止。

5. 使用を重ねることにより受ける、反復的な応力により金属疲労に曝されるため、疲労が見られる場合は、直ちに交換して下さい。
6. 錆を防ぐために、
 - 1) 使用後は直ちに清水で洗浄をおこなう。
 - 2) 酸やアルカリの強い洗剤は避け、必ず医療用の物を使う。
 - 3) 洗浄後は直ちに乾燥させ、出来れば乾いた布等で再度拭き取る。
 - 4) 汚れ等が残った状態で滅菌、消毒を行わないこと。
7. 先端部が破損したら使用できません。
8. 滅菌に関する事項
※滅菌される場合は、必ず滅菌器の説明書に準じて行う事。
高圧蒸気滅菌(オートクレーブの場合)
例: 標準的滅菌条件
121℃ 15分
132℃ 10分
煮沸消毒の場合(金属器具類)
100℃ 15分
(他にガス滅菌(EOG)が可能)

【保管及び使用期間等】

本製品は、高温、高湿を避け、塵やほこりのない場所に貯蔵、保管してください。

【保守・点検に関わる事項】

1. 本製品は、日常点検し器具は正常に機能する事を確認すること。
2. 使用後は表面に付着している全ての物体、液体等を乾燥しないうちに取除くこと。
3. 洗浄後は直ちに乾燥させること。
4. 使用する水は蒸留水でして下さい。

【製造販売業者及び製造業者の名称及び住所】

ユーメド貿易株式会社(製造販売業者)
〒111-0042 東京都台東区寿1-11-11 杉山ビル
TEL: 03-5830-3495 FAX: 03-5830-3496